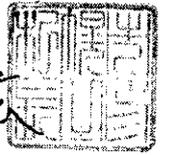


札幌市子ども医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和6年3月25日

札幌市長

秋元克広



札幌市規則第 11 号

札幌市子ども医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則
札幌市子ども医療費助成条例施行規則（昭和48年規則第61号）の一部を
次のように改正する。

- (1) 第2条第1号中「医療助成」を「医療費の助成」に改め、同条第2号中「扶養している」を「監護している親権者、後見人その他これらに類する」に改める。
- (2) 第5条第2項中「15歳」を「18歳」に改める。
- (3) 第7条第3項中「基本利用料、同条第1号に規定する初診時一部負担金及び同条第2号に規定する市長が定める額」を「初診時一部負担金及び基本利用料」に改め、同項中第2号及び第3号を削り、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。
 - (1) 初診時一部負担金 初診1件につき、医科にあつては580円、歯科にあつては510円（国民健康保険法その他の法令の規定により負担すべき額が、医科にあつては580円、歯科にあつては510円に満たない場合にあつては、当該負担すべき額）
- (4) 第7条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とし、同条第7項中「第5項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とする。
- (5) 様式4（その1）及び様式4（その2）を削り、様式3の次に次の1様式を加える。

様式 4

札幌市子ども医療費受給者証			
有効期間	年 月 日から		
	年 月 日まで		
公費負担者番号		受給者番号	
対象者	氏名		
	生年月日	年 月 日生	
	住所		
発行機関名及び印		札幌市長 	
交付年月日		年 月 日	

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第5条第2項の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。